

はじめに（校長より）

いじめはどの子どもにも起こりうる。どの子どもも被害者や加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の命の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が共通理解のもとに取り組まねばならない問題と考える。

学校は、小学校6年間で5,645時間の標準授業時数がある。その授業において教師が「鵜飼いの鵜匠」となって、児童を引っ張るのではなく、すべての児童が授業に参加できる、活躍できるように学び合いを重点として授業改善をおこなっている。分からないことを自ら分からないと言え、教えていただいたら「ありがとうございました」といえる関係づくりは自己有用感を育てることにつながると言える。

いじめ防止のために全教職員が総力をあげて、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組んでいくことが求められる。

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法第2条」）

いじめの主な表れとしては、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、いやなことを言う
- ・仲間はずれ、集団での無視
- ・軽い体当たり、遊ぶふりをして叩いたり蹴ったりする
- ・明らかに体当たりする、なぐる、蹴る
- ・金品をたかる
- ・所持品を隠す、盗む、壊す、捨てる、奪い取る
- ・嫌な行為、恥ずかしい行為、危険な行為等をさせる
- ・インターネット環境に誹謗中傷を流す

個々の行為がいじめに当たるかどうかは、被害児童の立場に立って考えることが不可欠である。また、いじめの表れは多様であることを視野に入れ、本人が気付いていなくても周辺の状況がいじめに相当する内容を含んでいないかどうか、客観的に確認しようとする意識も重要である。

(2) いじめの理解と対応に当たっての心構え

いじめはどの子にも、どこでも起こりうる。特に嫌がらせや悪口程度の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者・加害者のどちらにもなりうる。そして、たとえ「暴力を伴わない場合」でも、嫌がらせ等の行為が何度も繰り返されたり、多数の者から集中的に行われたりすると、生命や身体に重大な危険をもたらす場合もありうる。そのようなことをきちんと理解し、決して、軽く考えて不十分な対応に終わるようなことがないようにしなければならない。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、所属集団の秩序の低下や閉鎖性、「観衆」として面白がる者の存在、「傍観者」として暗黙の了解を与えている者の存在などにも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにしなければならない。

(3) いじめ防止に対する基本的な考え方

「児童等は、いじめを行ってはならない」という条文（いじめ防止対策法第4条）を大前提に、いじめは、どんな理由があろうとも絶対に許されない行為であるという認識を全教職員で共有し、人権尊重の精神で迅速かつ組織的に対応する。

いじめは、特定の「問題を抱えた児童」にのみ起こることではなく、加害者・被害者の関係も複雑に絡んで、「どのような児童にも起こりうるもの」という認識を強く持ち、全児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に全力で取り組む。

2 学校におけるいじめ防止対策のための組織

(1) 名称

「水窪小学校いじめ防止対策委員会」という。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、および外部専門家等としてスクールカウンセラーを加えて組織を構成する。

さらに必要がある場合は、学校評議員、医師、警察関係者等も加えることができる。

(3) 委員会の活動

ア 定期的な会合

- ・各学期1回の定期的な会合を開く。（5月、10月、1月）

- ・いじめの実態に関する情報収集と共有（情報交換）、記録、取組方針の検討等を行う。

イ 緊急の会合

- ・いじめ事案発生のおそれがある場合、もしくはすでに事案が発生している場合には、緊急に会合を開き、早期解決への対応策を検討し、問題解決に向けて全力で取り組む。

(4) その他

毎月の「生徒指導委員会」（職員会議と同日開催）においても、いじめ問題に関する現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ防止の対策

(1) 未然防止のための取組

ア 信頼関係に支えられ、安心・安全に生活できる学級づくり

- 人間関係プログラムやソーシャルスキル・トレーニングの実施によって、よりよい集団作りを自らすすめていこうという主体的な意識を育てる。
- 学び合う楽しさが感じられる授業を工夫し、子ども同士のつながりで学びを進める体験を重ねることによって、自分や他者のよさを認め合う雰囲気高める。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳授業では「親切」「友情」「尊敬感謝」「生命尊重」等の主題を通して、「いじめに向かわない態度・能力の育成」を目指すとともに、児童一人一人の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動を道徳教育実践の場にとらえ、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 重点目標「ぼくもわたしも手を取りあう子」を常に意識させ、他者を助けることや他者のよさを認め合うことの大切さを訴えていく。

ウ 相談体制の整備

- 児童に、「先生は泣く人の味方だよ」というメッセージを常に送り、悩んだときも気軽に相談できる雰囲気高め、いじめに至る前に手立てが打てる環境を作る。
- 各学期に行う三者面談（児童・保護者・教員）で、「生活アンケート」の結果を踏まえて児童や保護者の悩みを共感的に受け止め、よりよい解決策を共に考えていく。

- 教員以外の第三者的な立場の人（スクールカウンセラーなど）との面談も必要があれば積極的に活用するなどして、いじめに発展する前段階で十分な対応をとるよう最大限の努力をする。

エ 異年齢集団（縦割班）の活動の工夫

- 異年齢で交流できる「しいのみグループ（縦割班）」の活動を工夫し、少人数で閉鎖的・固定的になりがちな児童の人間関係を開放的なものにし、明るい雰囲気をつくる。（縄跳び記録会などの学校行事、読書活動や学習活動への活用など）

オ ゲーム機やインターネット等を通じて発生するいじめに対する対策

- ゲーム機・携帯電話・インターネット等の利用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を実施してネット環境でのいじめ問題の深刻さを理解させる。
- 保護者にも、学級懇談会で資料を示したり講話を行うなどして啓発に努め、学校と家庭で協力して未然防止に努める。

（２）いじめ早期発見のための取組

ア 日常の生徒指導や学級経営の中で

- 授業や遊び等を通して児童とのコミュニケーションを充実させ、一人ひとりとしっかり心を通わせると共に、個々の悩みや人間関係の状況などを把握する努力を地道に続ける。
- 定期的実施している「生活アンケート」や日常の日記指導などから児童の実態を十分に把握し、心配な表れを早期に発見するよう努める。

イ 相談体制の整備

- 児童に、「先生は泣く人の味方だよ」というメッセージを常に送って気軽に相談できる雰囲気を高め、いじめの初期段階である「いさかい」「仲間はずれ」などの小さな表れを確実に見つける。
- 学級担任以外の教員や、場合によってはスクールカウンセラーなど、相談は誰にしてもよいということを児童に周知する。
- 各学期に行う三者面談（児童・保護者・教員）で、「生活アンケート」の結果を踏まえて児童や保護者の悩みを共感的に受け止め、いじめの表れをいち早く見つけて解決策を考えていく。

ウ 職員間の共通理解、協力体制

- 定期的な情報交換の場として生徒指導委員会（月 1 回の職員会議と併せて実施）

を開き、各学級の実態等について情報交換し、心配な表れは確実に見つけ出す。

- 職員室において普段から積極的に情報交換をし、心配な表れを確認し合い、いじめの初期段階の発見に努める。
- 心配な表れがある場合、学級担任は一人で対応せず、いじめ防止対策委員会で組織的に対応する。分担して児童の観察や聞き取りを行うなど効果的な対応を工夫することで、いじめの事実の早期発見に努める。

エ 保護者や地域、関係機関との連携

- 「連絡ノート」や「本読みカード」などを活用して保護者とのコミュニケーションを図る中で、いじめが心配される状況の早期発見に努める。
- 天竜区社会福祉課の児童生徒相談員や保健師との連携に努め、確実な情報交換を行って、いじめや児童虐待などの状況を早期に把握する。
- 学校以外にも「いのちの電話」などの相談窓口があることを保護者・児童に周知し、関係機関がいじめの実態を早期に把握できる体制をつくる。また、学校は、それら関係機関との連携に努める。

(3) いじめに対する早期対応

- いじめを発見した場合、またはいじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に一報する。
- 被害側の児童、加害側の児童それぞれ話をよく聴き、事実確認を的確に行う。
- いじめの事実が確認された場合は、学級担任単独で対応するのではなく、いじめ防止対策委員会を開き、組織として対応を協議するとともに教育委員会に報告する。
- いじめ防止対策委員会の協議が済み次第、職員会議を開き、全職員で対応を共通理解する。
- いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を早急に行う。
- 関係保護者への連絡をするとともに、PTAとの連携に努める。(事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。)
- 必要があれば臨時保護者会を開く。
- いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要と考えるときは、訓戒や叱責などの懲戒を加えることができるので、状況をよく判断した上で適切に対処する。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携

して対処する。

4 重大事態への対処（重大事態の発生と調査）

（1）「重大事態」の意味（アイウのいずれか）

ア いじめにより児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめが原因で児童が相当の期間（年間30日程度）以上学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

（2）調査の趣旨及び調査主体

重大事態と思われる事案が発生した場合、学校は個々のケースを十分に把握した上で、教育委員会に報告する。（教育委員会は市長へ報告するとともに、調査を行う主体を決定し組織を設ける）

学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにする。教育委員会は、調査を実施する対象の学校に対して必要な指導や人的措置も含めた支援を行う。

（3）調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態と判断したときには、当該重大事態の調査を行うために、速やかに組織を設ける。（教育委員会が組織を設ける場合には、学校に設置されているいじめ防止対策委員会を招集し、連携を図る。）

（4）事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれが関わり、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどんな問題があったか、学校や職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り明確にすることである。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合の調査

- 本人から十分に聴き取る
- 在籍している児童や教職員に対する質問紙調査・聴き取り調査
- いじめを受けた児童を守ることを最優先とする
- 「いじめ対応の手引き」を参考にする

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合の調査

- まず当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する
(調査について迅速に協議した上で、調査に着手する)
- 在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査を行う

(5) 調査結果の提供及び報告

- いじめに関わった児童及びその保護者に対し、児童のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮した上で、適切な情報提供をする
- 調査結果について、学校は教育委員会に報告する。(教育委員会は市長に報告)

(6) 報道への対応

ア 個人情報保護の配慮の上、正確で一貫した情報提供に努める。

- 初期段階で、「トラブルがなかった」「不適切な対応はなかった」などと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりしないよう留意する。
- 自殺があった場合には、亡くなった児童の尊厳の保持や後追い自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材）を求める。